

令和8年4月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和8年度4月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第1号	農地等の現況に係る報告審議について	(2件)
議案第1号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第2号	農地法第3条許可申請書審議について	(10件)
議案第3号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第4号	農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第5号	非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第6号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)
議案第7号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(49件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 鉦之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広	17番 西園 賢一郎	18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	23番 川畑 直樹
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文
28番 樋元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視
32番 鶴田 浩志	33番 田中 宏和	

〈 欠席推進委員 〉 (4人)

22番 下池 健悟	27番 池田 直人	31番 有馬 孝一	34番 永野 彰一
-----------	-----------	-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	神領 幸一郎	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和8年度4月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、農地利用最適化推進委員が11名出席しております。  
なお、( 下池健悟委員、池田直人委員、有馬孝一委員、永野彰一委員 ) から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、14番「今村龍太郎」委員と17番「西園賢一郎」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。2件です。  
番号1、番号2の農業委員会の取り扱いは非農地です。  
同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。  
なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
8番 報告第1号の番号1について報告いたします。  
令和8年4月3日、私と正の奥委員は事務局職員と現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
現況地目は、山林です。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 報告第1号の番号2について報告いたします。  
令和8年4月13日、私と副の樋元委員は事務局職員と現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
現況地目は、雑種地です。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。  
議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第1号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第1号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の6頁をご覧ください。1件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1の種別は農用地区域からの除外です。  
田が4筆、面積合計 2,764㎡です。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
14番 議案第1号の番号1について報告いたします。  
令和8年4月13日、私と吹上地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第1号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第1号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第4、議案第2号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 9頁から10頁までの10件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は28,674㎡、作物は飼料です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,579㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は16,103㎡、作物は水稻です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,811㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は539㎡、作物は野菜及び苗木等です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は581㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は217㎡、作物は野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は497㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は590㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は884㎡、作物は野菜です。

以上、計10件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第2号の番号1について報告いたします。

令和8年4月21日、私と副の池田初男委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第2号の番号2について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の荒木利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第2号の番号3について報告いたします。

令和8年4月23日、私と副の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第2号の番号4について報告いたします。

令和8年4月23日、私と副の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第2号の番号5について報告いたします。

令和8年4月21日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第2号の番号6について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

取得後の農地の全てについて耕作の事業を行うと認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人以外の法人であり、不許可の例外による取得です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第2号の番号7について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

取得後の農地の全てについて耕作の事業を行うと認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人以外の法人であり、不許可の例外による取得です。周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第2号の番号8について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

取得後の農地の全てについて耕作の事業を行うと認められるか否かについては、認められます。権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人以外の法人であり、不許可の例外による取得です。周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第2号の番号9について報告いたします。

令和8年4月23日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第2号の番号10について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第2号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

11番 3番の農地の申請人の住所は伊佐市となっているが、伊佐市からかけて耕作をされるのですか。

8番 確認しましたが今のところはかけてきますが将来的には違う形になるかもしれません。今までも農地を持っていてこなしているようですので、大丈夫じゃないかなと思います。

会長 他に質疑等ございませんので、議案第2号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第2号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第3号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第3号の番号1について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の荒木委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、住宅、事業所、公共施設、公共的施設が連たんする区域に近接する区域内  
にあり、第2種農地「市街地近接農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。

議案第3号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第3号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手  
をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第3号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第4号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の26頁をご覧ください。7件です。

番号1の転用目的は、倉庫、作業場、権利種別は所有権移転です。なお、すでに転用済のため、始  
末書を添付しての申請です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は30年の使用貸借権設定です。

番号3の転用目的は、現場事務所、駐車場、仮設トイレ、権利種別は1年の賃借権設定です。

本案の転用事業計画は令和7年1月に許可されていますが、南九州西回り自動車道路の工期延長に  
伴い再度1年延長するものです。

番号4の転用目的は、資材置場、権利種別は所有権移転です。

なお、既に事前着手しているため、始末書を添付しての申請です。

番号5の転用目的は養魚水槽設置、資材置場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は資材置場、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は資材置場、車両置場、権利種別は所有権移転です。

以上、7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第4号の番号1について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の荒木委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域  
内にある農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第4号の番号2について、報告いたします。

令和8年4月23日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第4号の番号3について報告いたします。

令和8年4月24日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある第1種農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであってその利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められるので第1種農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第4号の番号4について報告いたします。

令和8年4月21日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第4号の番号5について報告いたします。

令和8年4月23日、私と副の地頭所委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第4号の番号6について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.1 ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第4号の番号7について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.1 ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第4号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第4号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第4号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第5号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の36頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1、番号2は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第5号の番号1について報告いたします。

令和8年4月21日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第5号の番号2について報告いたします。

令和8年4月22日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第5号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第5号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第5号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の39頁からになります。議案第6号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。  
申請分となります。

番号1 吹上町湯之浦 登記地目は畑、登記面積は226㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「原野」と判断しました。

以上、田はなし、畑1筆、面積226㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひ  
します。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第6号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、  
挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第6号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しまし  
た。

会長 次に、日程第9、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 楠眞憲委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43頁の番号2です。貸借です。

面積について、田が174㎡、計174㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

楠委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着席]

会長 次に、上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

10番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43頁の番号3から番号5です。貸借です。

この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が1,517㎡、計1,517㎡、利用権設定件数は3筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号3から番号5の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号3から番号5の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

上原委員に着席の連絡をしてください。

10番 [着席]

会長 次に、久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の番号9です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が601㎡、計601㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号9の案件について、計画案どおり決定することに賛成の

方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号9の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着 席]

会長 次に、今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

14番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の番号10及び番号11、並びに49頁の機構貸出分の番号1です。

面積について、畑が1,903㎡、計1,903㎡、利用権設定件数は3筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号10及び番号11、49頁の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号10及び番号11、49頁の番号1の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

今村委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着 席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 44頁の番号13及び番号14です。貸借です。

面積について、田が2,483㎡、計2,483㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号13及び番号14の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号13及び番号14の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着 席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 45頁の番号22から46頁の番号26までです。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田が3,315㎡、計3,315㎡、利用権設定件数は5筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号22から番号26の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号22から番号26の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、樋元和則委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

28番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の番号31及び47頁の番号32です。貸借です。

面積について、田が1,211㎡、畑が392㎡、計1,603㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号31及び番号32の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号31及び番号32の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

樋元委員に着席の連絡をしてください。

28番 [着席]

会長 次に、満尾修一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号34です。貸借です。

面積について、畑が1,061㎡、計1,061㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号34の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号34の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

満尾委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号35です。貸借です。

面積について、田が692㎡、計692㎡、利用権設定件数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号35の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号35の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

17番 [着席]

会長 次に、重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号38及び番号39です。貸借です。

面積について、田が595㎡、計595㎡、利用権設定件数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の番号38及び番号39の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の番号38及び番号39の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 次に、議案第7号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の43項から49頁です。貸借です。

面積について、田が14,393㎡、畑が17,025.49㎡、計31,418.49㎡、利用権設定数は28筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第7号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。  
令和8年度4月総会を閉会します。

( 閉会 10時10分 )

---

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 奥 和俊

今村 14番 今村 龍太郎

西園 17番 西園 賢一郎